

補助協議の概要

令和7年3月

東京都福祉局施設支援課

- ※ 本資料は、資料3の重要なポイントを説明用に要約したものです。
- ※ 補助協議書の作成にあたっては、必ず資料3をご確認ください。

2 補助協議スケジュール（資料3 P1）

- 協議書提出締切※一時移転型改良工事のスケジュールは、資料3をご確認ください。

① 創設・改築（全面又は移転改築）・改修型創設

	第1回	第2回	第3回
協議書提出締切	令和7年8月1日（金）	令和7年11月7日（金）	令和8年2月6日（金）
補助内示（予定）	令和8年5月下旬	令和8年6月下旬	令和8年11月下旬

② 増築・改築（全面又は移転改築以外）

	第1回	第2回
協議書提出締切	令和7年11月7日（金）	令和8年2月6日（金）
補助内示（予定）	令和8年5月下旬	令和8年8月下旬

③ 大規模改修・プライバシー保護改修・看取り対応改修・増床型改修 ユニット化改修・共生型改修・耐震改修

	第1回	第2回
協議書提出締切	令和7年7月11日（金）	令和8年1月9日（金）
補助内示（予定）	令和7年11月下旬	令和8年6月下旬

・補助内示の時期は、専門家検討委員会の日程や審査結果によって遅れることがあるので、余裕をもって計画を立ててください。

2 補助協議について（資料3 P10）

（1）全般

- ① 協議書提出前に、整備計画や資金計画について**理事会に諮ること**
- ② 書類作成は、**補助協議者が責任を持って行うこと**
 - ・設計・コンサルタント会社に任せきりにしないこと
- ③ 協議書提出後に変更する時は、速やかに担当者に連絡すること
 - ・基本事項について変更する場合は必ず理事会に諮ること
 - ・補助内示前の専門家検討委員会以降の変更は、原則として不可
- ④ 本計画以外の整備計画がある場合、その資料を提出すること
 - ・協議書提出後に新たな計画が出た場合も、随時追加提出
- ⑤ **補助条件を満たさない場合、補助金を交付することができません。**
- ⑥ 既存法人について、過去における問題点が改善されていること

2 補助協議について（資料3 P10）

（2）建設用地

- ① 整備区域内に災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域など）を含まないこと
- ② 建設用地の必要な調査を実施すること
 - ・境界確認、埋蔵文化財調査、土壌汚染調査等
- ③ 抵当権・根抵当権が設定されていないこと
 - ・設定されている場合は、原則として専門家検討委員会前まで、遅くとも内示前までに抹消すること
- ④ 売買（賃貸借）契約は原則として内示後とすること
 - ・内示前に契約した場合、定期借地権の一時金や借地料補助の対象外
- ⑤ （借地の場合）事業存続に必要な期間の地上権・賃借権の設定と登記を確実に行うこと
- ⑥ （民有地の借地の場合）地代は無料または極力低額であることが望ましい

（3）近隣住民説明

○近隣住民に事業説明を行い、同意を得るよう努めること。

- ・事業者自身が説明を行い、設計・コンサルタント会社主体の説明をしないこと
- ・計画地の区市町村も積極的に関与すること

2 補助協議について（資料3 P12）

（4）資金関係 事業者整備型の場合

- ① 法人の負債金額が、資産総額の2分の1を超えないこと
- ② 次期繰越活動増減差額がマイナスとなっていないこと
- ③ 原則として過去3期連続してサービス活動増減差額が黒字であること
 - ・ 一時的な理由による赤字の場合はこの限りでないが、
過去3期連続して赤字である場合は認められない。
- ④ 借入金の返済、大規模修繕等に必要な資金が確保できる計画であること
 - ・ 大規模修繕については開設20年目で必要な資金が確保できること
- ⑤ 運転資金として年間事業費の12分の3以上の額の自己資金を確保すること
- ⑥ 自己資金は充当可能な限度額内であること
 - ・ 既存施設の運営への影響を避けるため余剰金全額の充当は認められない。
- ⑦ 寄付履行の扱いに注意すること
 - ・ 寄付者の残高証明書の提出、内示後1週間以内の寄付履行等の条件あり
- ⑧ 協調融資先からの融資証明書を提出すること
 - ・ 借入れ条件（融資額、償還期間、利率等）の記載が必要

2 補助協議について（資料3 P13）

（4）資金関係

オーナー型の場合

【法人オーナーの場合】

- ① 債務超過でないこと
 - ・ 社会福祉法人の場合は、負債金額が資産総額の2分の1を超えないことが必要
- ② 原則として過去3期連続して営業活動に基づく黒字であること
 - ・ 一時的な理由による赤字の場合はこの限りでないが、
過去3期連続して赤字である場合は認められない。

【法人オーナー・個人オーナー共通】

- ③ 借入金償還の見通しがある計画であること
- ④ 寄付履行の扱いに注意すること
 - ・ 寄付者の残高証明書の提出、内示後1週間以内の寄付履行等の条件あり
- ⑤ 融資先からの融資証明書を提出すること
 - ・ 借入れ条件（融資額、償還期間、利率等）の記載が必要

2 補助協議について（資料3 P14）

（5）運営事業者の要件

オーナー型の場合

- ① 経営する入所施設の状況を確認すること
 - ・入所施設を経営し、かつ東京都又は隣接県において特別養護老人ホームを経営していること。
 - ・本計画による特養施設の定員数が、経営するすべての入所施設（計画中の施設を含む）の合計定員の2分の1を超えないこと
- ② 賃借料の支払財源が確保されていること
 - ・1000万円以上の資産（現金・預金・確実な有価証券）が確保されていること。
- ③ 原則として過去3期連続してサービス活動増減差額が黒字であること
 - ・一時的な理由による赤字の場合はこの限りでないが、
過去3期連続して赤字である場合は認められない。
- ④ 運転資金として年間事業費の12分の3以上の額の自己資金を確保すること
- ⑤ 寄付履行の扱いに注意すること
 - ・寄付者の残高証明書の提出、内示後1週間以内の寄付履行等の条件あり
- ⑥ 協調融資先からの融資証明書を提出すること
 - ・借入れ条件（融資額、償還期間、利率等）の記載が必要